

企業防災アドバイザー派遣事業実施要綱

令和 8 年 1 0 月 5 日 8 総防管第 785 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の民間事業者等による企業防災及び帰宅困難者対策に関する取組を支援・促進するため、企業防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の対象及び派遣先)

第 2 条 本事業は、企業防災又は帰宅困難者対策に関する取組を支援することを対象とする。

2 アドバイザーの主な派遣先は、都内の企業、団体及び関係機関（以下「団体等」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）企業防災又は帰宅困難者対策に関する取組を実施し、又は今後実施を検討する団体等

（２）駅前滞留者対策協議会その他の帰宅困難者対策に取り組む地域連携組織

（３）行き場のない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設（以下「一時滞在施設」という。）の運営者又は帰宅困難者等の受入体制の構築を検討している団体等

3 上記（１）から（３）までに掲げる団体等に対する支援には、要配慮者及び外国人旅行者等への対応に関する助言その他の支援を含むものとする。

4 派遣先は、その代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないものとする。

(アドバイザー派遣事業の内容)

第 3 条 アドバイザー派遣事業では、第 2 条第 1 項に規定する団体等へアドバイザーを派遣し、企業防災（防災計画及び事業継続計画（BCP））、帰宅困難者対策及び一時滞在施設の運営等に関して助言、説明、コンサルティング等を行う。

(本事業の委託)

第 4 条 本事業は、都と業務委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）が実施する。

(アドバイザーの派遣手続)

第 5 条 アドバイザーの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、都が別に定める

様式に基づき申請を行うものとする。なお、申請の受付をもってアドバイザーの派遣を保証するものではない。

- 2 都は、申請件数が予定件数に到達した場合は、申請受付を終了するものとする。この場合において、派遣先の選定は、申請時のアンケート結果等を踏まえ、事業所の防災対策の状況、派遣の必要性及び期待される効果等を総合的に勘案して行う。
- 3 前項の選定に当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。
 - (1) 申請時において、事業所防災リーダーの登録を行っていること。
 - (2) 第2条第2項第2号に該当する者あっては、駅前滞留者対策協議会その他の地域連携組織における取組に関する派遣を希望するものであって、駅前滞留者対策協議会等の会員となっていること。
 - (3) 第2条第2項第3号に該当する者にあつては、一時滞在施設における帰宅困難者の受入体制の構築に関する派遣を希望するものであって、一時滞在施設として区市町村と協定を結んでいる又は検討していること。
 - (4) 過去5年以内に企業防災アドバイザー派遣制度を利用した実績の有無。
- 4 都は、申請者に対し、前項の選定結果について通知するものとする。
- 5 選定結果については、公平性の確保及び円滑な事業運営の観点から、個別の評価内容又は選定理由の詳細について説明を行わないものとする。
- 6 都は、前条第4項の通知後であっても、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アドバイザー派遣決定を取り消し、又は派遣を中止することができる。
 - (1) 第2条第4項に規定する暴力団員等に該当することが判明したとき。
 - (2) 申請内容に虚偽又は重大な不備があつたとき。
 - (3) 都、受託者又はアドバイザーに対し、不誠実な対応その他本事業の適正な実施を妨げる行為があつたとき。
 - (4) その他本事業の目的の達成又は適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると都が認めるとき。

(守秘義務等)

第6条 受託者及びアドバイザーは、本事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らし、又は本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

(金品授受の禁止)

第7条 本事業において、アドバイザーは、申請者との間で金品等の授受を行ってはならない。

(申請者の費用負担等)

第8条 アドバイザーの派遣及びアドバイザー業務の実施に要する費用は東京都が負担し、

申請者はこれを負担しないものとする。

- 2 アドバイザーの助言に基づき申請者が企業防災及び帰宅困難者対策のための調査、対策等の措置を講じた場合において、当該措置に必要となる費用は申請者自身で負担し、都、受託者及びアドバイザーはこれを負担しないものとする。

(免責)

第9条 アドバイザーの助言に基づき、申請者が企業防災及び帰宅困難者のための調査、対策等の措置を講じる場合にあっては、当該申請者がその実施内容、規模、時期等を判断の上自らの責任で当該措置を実施するものとし、都、受託者及びアドバイザーは当該措置に起因する当該申請者の事故、損失等に対し一切の責任を負わないものとする。

- 2 都は、アドバイザーの派遣に係る日程調整その他の事情により、申請者とアドバイザーとの調整が整わず、派遣が実施できなかった場合等においては、これにより申請者に生じた事故、損失等に対し一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和8年10月5日から施行する。